

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成27年4月30日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

木下 治 委員長

高橋 豊彦 委員

加藤 正俊 委員

豊橋市教育委員会

平成27年4月30日(木)午後4時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

木下 治 委員長、朝倉 由美子 委員、芳賀 亜希子 委員、
高橋 豊彦 委員、加藤 正俊 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加藤 喜康 教育部長

金子 尚央 教育部次長

村田 敬三 教育政策課長

山西 正泰 学校教育課長

松井 雄一郎 保健給食課長

森田 教義 生涯学習課長

蔵地 宏美 スポーツ課長

天野 年雄 図書館長

三世 善徳 美術博物館副館長

家田 健吾 科学教育センター所長

中村 一吉 自然史博物館事務長

議 事 日 程

3月定例会会議録の承認

1 議案

議案第 28 号 委員の解嘱について

議案第 29 号 委員の委嘱について

2 協議事項

(1) 総合教育会議について

(2) 教育振興基本計画中間見直しについて

3 報告事項

学校給食における食物アレルギー対応方針について

4 定例会の日程等について

(委員長)

それでは、ただ今から豊橋市教育委員会 4 月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第 23 条により、私から指名させていただきます。

今回は、高橋委員と加藤委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「3 月定例会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(委員長)

特にご意見、質問がありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第 1 議案」に移りたいと思います。

議案第 28 号と議案第 29 号は関連しておりますので、一括して事務局から説明をしてください。

■教育政策課長 議案第 28 号・29 号について説明 (別添資料)

(委員長)

ありがとうございました。

何か、ご意見、ご質問はありますか。

(委員長)

特にないようですので、「議案第 28 号」及び「議案第 29 号」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議がありませんので、「議案第 28 号」及び「議案第 29 号」は原案のとおり決定

をいたしました。

(委員長)

それでは、次に「日程第2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「総合教育会議について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 協議事項(1)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(委員長)

総合教育会議についてでしたが、今回が初めてになりますね。市長が議長を務めるという事でした。始めてみないと分からない部分が多いですが、市長は何かおっしゃっていましたか。

(教育部長)

今日の午前、市長にこういうやり方で行いたいと話をしてきました。

愛知県の総合教育会議が終了していますので、愛知県のやり方も参考にしながら考えています。

市長が議長を務め、最初は、要綱の制定です。

次に、教育の大綱を取り上げます。大綱の策定の方法などは、市町村によってやり方が異なります。教育振興基本計画を定めていれば、教育振興基本計画を大綱としてみなすこともできるので、そのようにする自治体もあります。また、新たに定める自治体もあります。

市長の思いとしては、教育に関する計画や大綱が、内容を異にして複数あるのはおかしいので、教育振興基本計画に添った内容のものにしたいとのことでした。具体的な大綱の内容は、委員のみなさんと協議したいとのことでした。

(委員長)

その辺は、柔軟的に対応をしたいですね。

(教育部長)

そして、総合教育会議で話し合うテーマについてですが、「学力・体力の向上」をテーマにして、昨年度の結果を踏まえて意見交換を行いたいとのことでした。そして、委員のみなさんがどのように思っているのかを教えて欲しいとのことでした。

学校教育課で、結果の分析も行っていますので、結果を見ていただきながら進めていけたらと思っています。このテーマは、1回で終わりとはならないと考えており、次回以降にも引き継がれることになるかと思っています。

(高橋委員)

これは、市長が前から話している小中一貫教育と関係しているのですか。

(教育部長)

そのようには、言っていませんでした。

(委員長)

実りある話し合いができればいいなと思っています。

(教育部長)

また、教育委員のみなさんからも、取り上げたいテーマがあれば出していただければと思います。

(委員長)

まず初回は、やはり市長の思いを聞くことが会議の中心になると思います。

(教育長)

ちょっといいですか。

新教育委員会制度になって、公選された市長が、執行機関である教育委員会と教育行政について公の場で意見交換を行うことが、法的に担保されたのは、素晴らしいと思います。ただ、あくまでも確認ですが、執行機関は、法改正前と変わらず教育委員会であるということは、教育委員として押さえておいていただきたいと思います。

市長が、教育に関して意見を言ったとしても、全てそのとおりにやらなくてはならないという法改正ではないです。あくまで対等な立場で、執行機関である教育委員会と市長が公の場で協議できるようになったということです。

市長の意見が強くなって、市長の言いなりの傾向になってしまうと教育委員会不要論が再び持ち上がってくると思います。新制度になったということは、新教育長を始めとする教育委員の立ち位置、心構えが問われるようになってくると思います。まだ改革の途中である日本の教育行政が、どのようになっていくかということにつながってくると認識をする必要があります。

総合教育会議が、市長の思いだけで進んでしまうような会議になったら、まずいと思います。

市長が、公の場で、教育委員会と議論したいということには、答えていく必要があります。しかし、逆のベクトルも作用をさせなければならないと思います。教育行政を執行していく上で、教育委員会として問題意識を持っていることを市長と協議していくことが求められます。そして、協議・調整をし、予算要求をしていくときには、施策として具体化し、予算措置が行われるように作用をさせないと、意味は薄れます。

だから、総合教育会議の事務局機能を担うのは、首長が主催者であるので首長側で行う自治体が全国的にも多いです。しかし、豊橋市は、教育に関することだからという事で、市長は教育委員会の職員に補助執行をして、その運営は教育委員会で行うことになりました。

だから、市長としっかり連絡調整を図り、総合教育会議の協議議題をどのようにあげていくかということは、しっかりと作り上げておく必要があると思います。

現在は、教育委員会が試されているのです。

教育に関する政策への判断と執行を行うことは、教育委員会に残されているので、しっかりと進めていく必要があります。

(高橋委員)

基本的なことですが、大綱と教育振興基本計画の言葉の意味と位置付けを今一度整理してください。

そして、この第五次総合計画との関係をもう一度説明してもらえますか。

(教育長)

第5次豊橋市総合計画は、豊橋市のまちづくり全体の総合計画になり、豊橋市教育振興基本計画よりも上位の計画になります。ですから、現行の教育振興基本計画は、総合計画と整合を図りながら策定をしました。

5年前に教育振興基本計画を策定する際には、市長部局の関係部局にも委員として入ってもらい、総合計画を上位計画として、豊橋市が目指す教育の方向性を定め、具体的にどのような政策を進めていくかということを検討してきました。

教育というのは、行政の中で求められる数値目標を示しながらPDCAにあてはめるということには、そぐわない性質を持っている部分があります。

今年は、10年計画である教育振興基本計画と総合計画が、共に5年目の中間見直しの年にあたります。

豊橋の教育がめざす方向を計画的に書いた教育振興基本計画は、国が教育基本法で規定して努力義務で策定を求めているものです。

大綱は、まちづくりの総合計画と整合性を図りながら策定している教育振興基本計画に代えることができることになっています。そのため、そのようにする自治体もあります。今日、市長と話したら、大綱は教育振興基本計画と整合を図りながらも、大綱は、

大綱としては策定していきたいという気持ちであるとのことでした。市長は、大綱は、教育振興基本計画の概要版に総合教育会議で話し合いをした結果が付加された形で、できあがるのではないかと考えているようです。

そして、教育委員会制度改革の趣旨を重視しながら、進めていくことが求められていると感じています。人が変わろうとも、教育の中立性・継続性・安定性だけは、しっかりと確立しておく必要があります。

新城市が、公表した教育憲章があります。そこまでやる必要はないですが、その考え方は、共感しています。

(高橋委員)

議論が沸き起こり、市民の関心が高まっているということは、いいことだと思います。

(教育部長)

教育長が言われたことの補足です。

文部科学省教育のQ&Aによると、教育振興基本計画が策定してあるときに市長が代わり、大綱へ教育振興基本計画とは異なる内容を載せた場合どうなるのかということですが、教育振興基本計画の修正を協議することが考えられるとあります。でも、そういうことが起きないように協議・調整を行う必要があるとあります。

(教育長)

だから、人が代わると全体が変わる場合があります。昨年度以前にも、教育分野へ首長が、大きく意見をしている自治体もあります。

そして、教育委員会と首長の関係がスムーズにいかなくなっている事例があります。この場合、誰に迷惑がかかっているかということ、住民です。そして、事務局は振り回されることになります。そういうことにならないためにも中立性・継続性・安定性は、しっかりと担保をし、執行機関は新制度になっても教育委員会が担うことになっているので、そのことを意識しておく必要があります。

(教育部長)

施策の一部が異なるくらいであるなら、問題ないですが、お互いの方向性が異なってくると大変なことになります。

(教育長)

施策の修正であれば、総合教育会議で話し合えば、いいことです。

また、大綱も教育振興基本計画の見直しを行うときなどに併せて検討し、首長の意見を聞きながら可能な範囲で反映させていくことはできると思います。主体性は、教育委

員会がしっかりと持っておく必要があります。

このようなことを総合教育会議のテーマにしてもいいかと思います。

(教育部長)

現行の教育振興基本計画は、豊橋市の総合計画と一致させています。だから、方向が大きく異なるということはないと思います。

(教育長)

そうすると総合教育会議は、法的に位置づけられた意味が強まります。新制度には、危険な面と良い面が同居しているので、扱い方を間違えると怖いですが、でも、良い形で扱っていったらと思います。何より、教育行政を進めるのは、教育委員会だけではやれないです。

だから、予算権を持っている市長の思いと調整を図りながら、一緒になって協働推進体制を築きあげ、環境部であったり、福祉部であったりと連携を図ってこそ良いものになります。

総合教育会議がそのような場になれば、新制度が豊橋市の教育行政にとってとても良い仕掛けになっていると評価できます。

(委員長)

今年は立ち上げの年になるので、特に重要になります。

(教育部長)

市長と議論ができる場にしていきたいと思っています。

(委員長)

それでは、次に協議事項(2)「教育振興基本計画について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 協議事項(2)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(教育長)

策定会議の委員は、漏れている団体等はないですか。

(教育部長)

策定時に入ってもらった団体等には全て入ってもらっており、更に増やしているの
漏れていることはないです。

(教育長)

今回は、機構改革があったため、新設されたこども未来部にも関わってもらうこと
になっています。

(芳賀委員)

幹事会のメンバーも増えるということですね。より幅広い部署に関わってもらうこと
になりますね。

(教育部長)

そうです。

(委員長)

よろしいですか。

それでは、次に報告事項「学校給食における食物アレルギー対応指針について」を事
務局から説明してください。

■保健給食課長 報告事項について説明（別添資料）

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(教育長)

完全弁当の18件というのは、どのような者への対応ですか。

(保健給食課長)

卵アレルギーについては、給食でも対応をできるので、それ以外のアレルギーを抱え
ているため、給食では対応をできない子ども達への対応になります。

(教育長)

料理によって混ざることがあるからということですね。

(委員長)

医師の診断書の中に給食をどうするかを記入する欄がありましたよね。

(保健給食課長)

あります。

(高橋委員)

一緒に食べている子ども達への心理的な影響も含めて、どのような対応になるかがイメージできないです。従来は、親と相談して決めていたことが、やりにくくなるということなのですか。今までは、牛乳がなかったただけだけど、今後は、このメニューも駄目だということになるわけですか。

(委員長)

そうですが、食物アレルギーの子どもが、クラスの中にいてこの子だけ別対応をしたとしても、理由は分かっているので混乱はしないです。

(高橋委員)

もう、普通のこととして浸透しているということですね。

(芳賀委員)

そこは、大丈夫だと思います。

(教育長)

完全弁当の子どもが18人います。

現行の献立の中で、例えば卵アレルギーの子が、卵を含む献立の日は学校給食をやめてお弁当へ切り替えるとする、年間で何日になるのかということも研究していく必要があります。

学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)を義務付けていますが、アレルギーを持っている子が全員医師にかかってしっかりとした形にできているかは、疑問です。しかし、子どもの命に関わることだけに、これだけは、しっかりとクリアしながらやっていく必要があります。

(高橋委員)

アレルゲンは、たんぱく質が原因となり、アレルギーが発症します。

数年前にお茶が入った石鹼を使用してアレルギーが発症して大事件になったことがありました。このことを調べてみたのですが、あのメーカーは、そのタンパク質を含んでいることは最初から認知していたそうです。しかし、大したことないという認識で流

通をさせていたとのことでした。

ものすごくたくさん種類があるので、特定して情報を提供するように納入業者へ求めたとしても、どこまで情報を提供できるのかという問題があります。だから、継続的に議論をし、理解を深めていく必要があります。難しい問題であると思っています。

メーカーの方も、指定されたものは含まないようにしますが、提示されていないものはフリーであるという認識があります。そして、年々指定されている物質が増えていきます。

(教育長)

現在、具体的にアレルギーを抱えている子どもは、何人いるのですか。

(保健給食課)

卵でいうと、始めたころは、50人程度でしたが、現在は70人くらいいます。

アレルギーを抱えている小中学生は、2,200人くらい対象者がおり、学校生活管理指導表を提出しているのは、1,500人くらいいます。3万2千人位いる児童生徒数の内、約4.6%の子どもたちがアレルギーを抱えています。

(高橋委員)

結構な人数ですね。

(芳賀委員)

この二者択一の除去とは、給食を提供しないということですか。

(保健給食課長)

そうです。本市もその方向で検討していくということです。

(高橋委員)

逆に白くて乳のように見えても、添加物で実は乳の成分を全く含んでいないものもあります。だから、そういうものも仕分けをすることを考えると、難しいですね。

(朝倉委員)

だから、紛らわしい作り方をしないということも求められます。

(芳賀委員)

現在は、実質的なアレルギーなのかどうかは、分からないこともあります。1回疑わしい症状が、発症しただけで原因を把握せずにアレルギーとして整理している場合があ

ります。血液の検査レベルまで全員調べているのならば、いいと思います。

反応が出たのは一時的なもので、その後は出ない状態であったとしてもアレルギー体質であるとしていることは、ありませんか。

(保健給食課長)

それは必ず医師に診てもらって、記載をしていく必要があります。

(朝倉委員)

過去にアレルギーだったとしても、親は、現在もアレルギーであると認識している場合もあり得ます。

(教育長)

2,200人位対象者がいて、学校生活管理指導表を提出しているのが1,500人位しかいないのであれば、その可能性はあります。

(高橋委員)

あいまいで個人的な判断になっている恐れがあります。チェックの仕方によってアレルギーが、現在進行形であるようになっていることがありますね。

(保健給食課長)

大丈夫になったとして、慣らしを行ったときに運動誘発から症状が生じることもあります。そこも悩ましいところです。

(教育長)

子どもの命に関わることなので、いくら安全管理を行っていても事故が起きないとは言いきれません。やはり慎重に行う必要があります。親が責任を持ってくれるならいいですが、私たちにも責任は求められてきます。

(高橋委員)

今回の議論は、保護者の方もしっかりやっていただけるということが前提になっているのですが、そのようにするのが、難しいという方もみえます。

(教育長)

親が責任をもってくれればいいです。だけど、命を預かっているのは学校です。命に関わる問題であり、何が起こるか分からないことでもあるので、手間になるとかではなくどうするかをしっかりと議論して決めていく必要があります。

(保健給食課長)

二者択一とした場合、給食を食べられない子どもがでますが、それよりも安全性を最優先すべきだと国は指針で示しております。

(高橋委員)

私もかつて、目の前の方が、アナフィラキシーショックに見舞われるという状況に立ち会ったことがあります。その方は自分でエピペンを打って、救急車で搬送されました。自分が小麦のアレルギーを抱えていると分かっている成人の方でしたが、そのような方でも気付かずにアレルギーを発症させてしまうことがあるということです。

(教育長)

ここ最近でもエピペンを使用したことが、2件ありました。大事に至らなかったのも良かったですが、事故が起きたときの対応マニュアルは作成し、徹底してあり、機能しています。しかし、全てが抑えられるわけではないので、文部科学省も入口で防ぐために二者択一の指針を示したわけです。

(高橋委員)

保護者の理解をどのように得るかが課題ですね。

(委員長)

保護者の方に認識いただくことが必要です。

(教育長)

1年かけて研究をし、来年度から新たな方向でやっていくこととなります。今後、検討を進め周知していく必要があります。周知の徹底と協力の依頼をしながら合意を図っていく必要があります。

(高橋委員)

これは早いうちにPTAへもお知らせをして、議論をしていただいておりますかと思えます。

(保健給食課長)

学校保健会の理事には、PTAの役員も入っておりますので、お伝えしていく予定です。

(高橋委員)

しっかりと持ち帰って、議論をするよう念押しをしていく必要がありますね。

(委員長)

他にないようですので、日程第4「定例会の日程等について」の説明を事務局からお願いします。

■教育政策課長 日程について説明（別添資料）

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 5 時 3 0 分 閉会

豊橋市教育委員会委員長

委 員

委 員